

令和6年度埼玉県教育委員会
「学校問題解決支援コーディネーター」募集要項

次のとおり会計年度任用職員の募集を行う。

1 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで

※ ただし、任用日から1か月（1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで）は条件付採用（試用期間）となります。

2 任用の更新

令和7年4月1日以降も更新の可能性があります。

※ ただし、令和7年4月1日以降の更新を保証するものではありません。

※ 公募によらない任期の更新は最大2回までです。

3 任用予定人数

1名

4 応募資格等

学校問題解決に必要な能力を有する者で、児童・生徒、保護者、教職員の相談業務の経験が有る者。

※ ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

5 主な業務

小中学校（さいたま市を除く）に関する下記の業務を行っていただく。

- (1) 相談業務（学校、保護者等からの電話相談対応業務）
- (2) 支援業務（課題を抱える学校や市町村教育委員会への助言・訪問相談御業務）
- (3) 巡回指導業務（学校や市町村教育委員会の相談業務）
- (4) 研修会業務（各種研修会の企画・運営業務）
- (5) 専門家会議業務（問題解決のための専門家会議における企画・運営業務）
- (6) 専門家派遣業務（専門家派遣に関する業務）
- (7) その他の業務

6 勤務条件等

※ 勤務条件は変更となる場合があります。

(1) 勤務地

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課

（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第二庁舎4階）

(2) 勤務時間

週29時間

※ 1週間の勤務日及び1日の勤務時間は、所属の実情に応じて定めます。

※ 所定労働時間を超える労働はありません。

【参考】

・1日6時間 午前9時30分から午前12時00分まで
午後1時00分から午後4時30分まで

・週5日 月曜、火曜、水曜、木曜、金曜

（5日のうち、1日は「1日5時間（3時30分まで）」

(3) 報酬等

ア 報酬 月額 188,400円

イ 諸手当 期末手当・勤勉手当（年2回：6月・12月）

※ 原則、任期6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在籍している場合に支給します。

ウ 費用弁償 通勤に係る交通費相当分を別途支給

※ 原則、通勤距離の片道が2km未満の場合には支給されません。

エ 休暇等 あり（県の規定による）

オ 社会保険 健康保険（共済短期給付等）、厚生年金保険、労災保険、雇用保険に加入

※ 「6 勤務条件等」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7 応募書類

(1) 履歴書

市販（JIS規格）のものを使用し、顔写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付してください。

携帯電話の番号、Eメールアドレス等、確実に連絡を取ることができる連絡先を記載してください。

(2) 選考結果通知用の封筒

長3（120mm×235mm）封筒に84円切手を貼り、あらかじめ自分の住所・氏名を記入してください。

8 応募方法

上記7の応募書類を下記の宛先まで郵送してください。

※ 封筒に朱書きで「会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。

(1) 提出期限 令和6年4月15日（月）【必着（当日消印有効）】

(2) 書類の送付及び問い合わせ先

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6933

担当：教育局市町村支援部 小中学校人事課 管理指導担当

9 選考方法

(1) 応募書類及び面接による選考を行います。

(2) 面接の日時及び場所については、電話又はメールにて連絡します。

(3) 応募書類の返却はしていません。選考結果については、返信用封筒により、応募者全員に連絡します。

10 採用後の身分等

埼玉県教育委員会の会計年度任用職員としての身分を有します。会計年度任用職員は地方公務員法の規定が適用され、違反した場合には、懲戒処分、分限、失職等の対象になる可能性があります。

11 その他

会計年度任用職員は、地方公務員法上、再度同一の職務内容の職に任用された場合であっても、新たな職に任用されたことと整理されます。